

平成 24 年 4 月 18 日
24 練教こ保第 10018 号

練馬区立春日町第三保育園運營業務委託事業者選定方針

練馬区立春日町第三保育園の運營業務委託事業者を選定するにあたり、運營業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の選定方針を下記のとおり定める。

記

1 選定委員会の位置付け

選定委員会は、春日町第三保育園の運營業務委託事業者を選定するため、練馬区立保育園運營業務委託事業者選定委員会設置要領（平成 24 年 4 月 16 日 24 練教こ保第 10016 号）に基づき設置する。

2 選定委員会委員の役割

選定委員会における各委員（以下「選定委員」という。）は、円滑な運營業務委託のため、次に掲げる選定趣旨を十分認識し、それぞれの職責や専門性に基づいて公正かつ適正に選定を行うものとする。

- (1) 練馬区立保育園、とりわけ春日町第三保育園の現行の保育水準を維持・継続すること。
- (2) 運営委託実施後においても、区および保護者との良好な関係を維持し、他の区立保育園と同等の保育園運営を実施すること。
- (3) 保育園職員の安定的かつ継続的な雇用が図れること。

3 現地調査部会の位置付けと役割

現地調査部会は、選定委員会の下部組織と位置付ける。

部会員は専門的な立場から、選定対象事業者が現在運営している保育施設の現地調査を実施し、選定委員会へ報告する。調査にあたっては、十分な時間をかけ、特に保育内容を重視して調査する。

4 事業者選定の考え方

- (1) 事業者の評価は、「練馬区立春日町第三保育園運營業務委託審査基準表」（以下「審査基準表」という。）に基づいて行う。なお、応募事業者が四事業者以上の場合には、一次審査を行う。

- (2) 一次審査は、応募事業者からの応募書類および提案書類、税理士による経営診断報告ならびに現地調査部会による事業者運営園の現地調査の報告をもとに行う。
- (3) 「評価ポイント(選定基準の視点)」は、審査の参考としての取扱いとし、公表の対象からは除外する。
- (4) 「最低基準」の設定および取扱いについては、選定委員会において選定委員の合議により判断する。
- (5) 委託事業者の候補者は、審査基準表の評点結果と区立保育園の運営業務委託事業者としてふさわしいかの観点から、選定委員の合議により決定する。

5 会議の公開

選定委員会の議事および現地調査部会の調査は非公開で行う。

選定結果については、選定された事業者名と採点結果、および選定委員会の各回の要点記録を公表する。

選定事業者の提出書類ならびに選定委員会に提出された会議資料の開示請求に対しては、プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準および練馬区情報公開条例に則り処理する。

6 その他

その他選定にかかわる具体的な方法等については、その都度選定委員会において決定する。